

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513
ファクス 32-4827

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)
☎ 0570 - 003 - 110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)
☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番 (いじめ・虐待など子どもの人権問題)
☎ 0120-007-110

法務省インターネット人権相談窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

あなたの街のパートナー 人権擁護委員

人権擁護委員会は、法務大臣から委嘱を受け、活動している民間のボランティアで、「あなたの街のパートナー」として、人権に関する相談や調査などを行っています。また、学校での人権教室や人権啓発活動なども行っています。全国では約1万4000人、有田川町では10人の委員が委嘱を受け、活動しています。

法務局の人権相談窓口

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、いじめ、インターネットでのひどい書き込みなどを受け、「自分の悩みは人権侵害に関わるものかも」と感じたときは、法務局の人権相談窓口をご利用ください。相談は、電話やインターネットを通じて行えます。相談しやすい方法でご相談ください。

このページ上部の左側に記載している3つの電話番号は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

またインターネットを通じた相談の場合は、このページ上部に記載し

ている「法務省インターネット人権相談窓口」のURLにアクセスし、相談フォームに相談内容などを記入して送信してください。後日、最寄りの法務局からメールや電話などで回答します。

相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。相談は無料で、秘密は厳守します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

人権擁護委員の日

人権擁護委員法は、1949年(昭和24年)6月1日に施行されました。全国人権擁護委員会連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

有田川町では、この日に合わせ、人権擁護委員による人権特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。

人権特設相談所

皆さまからの人権に関わる困りごとや悩みの相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

●日時／6月1日(火) 13時～16時

●場所／きびドーム・金屋文化保健センター・清水会館



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

私のまちの人権擁護委員
(5月1日現在 50音順 敬称略)

柏木敦子(庄)
栗山昌之(尾中)
新谷信子(粟生)
高居涼子(明王寺)
高垣かすみ(吉原)
田中伸幸(庄)
田又和彦(吉原)
畑中泰武(小川)
林ちさと(清水)
山戸敏裕(板尾)